

令和6年度

中頓別町寿スキー場索道輸送安全報告書

この報告は、鉄道事業法第19条の4（鉄道事業者による安全報告書の公表）に基づき、輸送の安全を確保するため中頓別町が行った措置など輸送の安全に関わる情報の記載、公表をするものです。

■利用者の皆様へ

中頓別町の索道事業（スキー場リフト運行）に対しまして、日頃よりご利用とご理解をいただき、誠にありがとうございます。

中頓別町寿スキー場の経営理念は、「第一に安全の確保」を掲げ、法令を遵守しながら安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。

皆様の声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

令和 7年 3月 24日

管理者 中頓別町長 小林 生 吉

■安全方針と安全目標

1. 安全方針

中頓別町寿スキー場の経営理念の第一は安全の確保です。「安全方針」を「中頓別町寿スキー場安全管理規程」において定め、管理者（中頓別町長 小林生吉）以下関係職員、業務を受託している（有）中頓別振興公社に周知徹底しています。

- （1）一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- （2）輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- （3）常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- （4）職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取扱いをします。
- （5）事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- （6）情報は漏れなく迅速に、正確に伝え、透明性を確保します。
- （7）常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

2. 安全目標

輸送安全目標を次のように掲げ取り組んでいます。

- (1) 人身傷害事故を発生させないよう取り組みます。(事故ゼロの継続)
- (2) 設備不具合による事故を未然に防ぎ、万一事故が発生した場合も迅速、適切な対応に努めます。

3. 安全管理重点施策

安全の目標達成のための重点施策を次のように掲げ取り組んでいます。

- (1) 安全最優先の行動：乗車、降車時の安全確認の徹底を図ります。
- (2) 法令遵守の徹底：利用者の安全第一の行動がとれるよう安全管理規程の周知徹底を図ります。
- (3) 情報共有とコミュニケーションの向上：設備にかかる少しの不具合でも報告し、点検を実施します。
- (4) 他社の事故等の情報を職員全体で共有し、注意喚起に繋がります。

■事故等の発生状況とその再発防止措置

1. 索道運転事故（索道人身傷害事故）

令和6年度、索道運転事故は発生していません。

2. 災害（地震、暴風雪、豪雪など）

令和6年度、災害等による運転停止はありません。

3. インシデント（事故の兆候）

令和6年度、インシデント発生はありません。

4. 行政指導等

令和6年度、北海道運輸局鉄道部からの行政指導等はありません。

■輸送の安全確保のための取り組み

1. 人材の育成

輸送や利用者の皆さまの安全に役立つよう、シーズン開始前に施設の取扱い等について教育訓練等を実施しました。

(1) 救急講習

実施日 令和6年12月16日（月）13時～、18時～

内 容 救急処置講話、止血法、骨折捻挫の固定、ロープワーク等

(2) 教育訓練

実施日 令和6年12月20日（金）14時00分～

内 容 索道運転細則、着雪時の試運転要領、異常気象時の運転取扱い要領、救助作業要領等の確認、模擬救助作業実施

2. 緊急時対応訓練

営業開始前に、救助訓練を実施しました。

実施日 令和6年12月20日（金）13時00分～

内 容 索道運行中に脱離が生じたと想定し、リフトの非常停止、利用者を「一人で救助」と「サポート救助」の手順、方法を体得しました。

3. 安全のための投資と支出

安全の維持・向上のため定期的に設備修繕・点検を行いました。

(1) 索道施設点検

令和6年10月25日 握索機、搬器、保安設備、救助用具の検査

令和6年10月26日 運転室、監視所、支柱、索受設備、保護設備、原動緊張設備、折返設備の検査

令和6年10月29日 受配電設備の検査、接地・絶縁抵抗測定

令和6年11月 2日 荷重・無荷重制動試験、支えい索、原動緊張関係の測定

(2) 措置した内容

- ・ 握索装置：分解整備 27/87 台（搬器 No. 61～No. 87）
- ・ 減速機：オイル交換
- ・ 制動装置用油圧ユニット：オイル交換
- ・ 各位箇所：グリスアップ
- ・ 搬器：錆の処置 塗装
- ・ 原動滑車：錆の処置 塗装
- ・ 非常用制動機装置用ブレーキパッド交換
- ・ 7号柱に風速計の追加設置及び、運転室に速度表示パネルを配置

■安全管理体制

管理者（中頓別町長 小林生吉）をトップとする安全管理体制を構築し、各責任者の責務を明確にしています。

管理者（町長）→経営責任者（教育長）→安全統括管理者→索道技術管理者→業務受託者（（有）中頓別振興公社社長）→索道技術管理員→各担当係

■連絡先

本報告書へのご感想や安全への取組に対するご意見をお寄せください。

〒098-5551

北海道枝幸郡中頓別町字中頓別182番地

中頓別町教育委員会教育グループ 社会教育担当

電話 01634-6-1321 ファックス 01634-8-7701